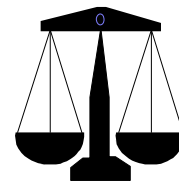




## 山田義仁税理士事務所通信 2006年11月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

### 年末調整の時期が近づきました

11月は、年末調整の対象となる従業員の方へ、次の申告書を渡し、必要事項の明記と証明書の添付の上、会社へ提出するよう指導してください。

#### 1. 「給与所得者の扶養控除等申告書」

この申告書は年の初めに提出してもらうものです。提出後異動等がないかどうかの確認を、平成19年度の扶養控除等申告書で確認いたします。

#### 2. 「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」

この申告書は、控除項目の記入と証明書の添付を従業員の方に行ってもらいます。

#### 3. 住宅取得控除を受ける従業員の方の場合

会社からは、配布することはありませんが、住宅取得等特別控除の適用を受ける（2年目以降）従業員の方からは、別途次の書類も提出してもらうよう指導してください。

##### 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」

これは税務署から該当者へ直接送られる申告書です。

##### 「年末借入残高証明書」

これは、借入をしている金融機関等に発行してもらう残高証明書となります。

#### 4. 中途入社の方の場合

途中入社された方がいる場合には、必ず前職の源泉徴収票を提出してもらわないと、年末調整をすることができません。以前の勤め先から、源泉徴収票をもらうよう指導して下さい。又、平成18年度の扶養控除申告書のもらい忘れがないか、ご確認下さい。

#### 5. 年末調整だけでなく、確定申告が必要な場合

今年初めて住宅取得控除を受ける場合

医療費控除・雑損控除・寄付金控除を受ける場合

は、通常の年末調整を受けた後に、確定申告が必要になります。

年末調整は、1年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算です。

## 年末調整日程表

山田事務所 1 1 月訪問 税務署からの封筒回収	
従業員さんへの資料配布日	
従業員さんからの資料回収日	
山田事務所 1 2 月訪問予定日	
1 2 月給料〳日	
1 2 月給料支払日	
1 2 月賞与〳日	
1 2 月賞与支払日	
年末調整過不足額の徴収・支払予定日	
1 2 月給料・賞与連絡日	F A X メール
年末調整 源泉所得税の納付書・過不足額・源泉徴収票の引渡し	郵 送 訪問時
住民税 特別徴収義務者について確認	
償却資産税 封筒お預かり	



### 今月のポイント

#### 11 月の税務

- ・ 9 月決算法人の確定申告
- ・ 3 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 6 月 12 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 所得税の予定納税額の納付（1 2 / 1）
- ・ 個人事業税の納付
- ・ 税を考える週間（1 1 / 1 1 - 1 7）

#### 12 月の税務

- ・ 10 月決算法人の確定申告
- ・ 4 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 7 月 1 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 年末調整
- ・ 固定資産税の第三期分の納付

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）